

石井町イメージキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石井町イメージキャラクター「ふじっこちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、町が定めたイメージキャラクターの基本デザイン及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(使用の範囲)

第3条 キャラクターは、町のデザイン的シンボルであり、本町のイメージを町内外に広く宣伝するため、公共又は民間の施設、広報、案内、特産品、工芸品及び物品などに使用できるものとする。

(使用承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、石井町イメージキャラクター使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、石井町が使用する場合はこの限りではない。

(使用承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、石井町イメージキャラクター使用(承認・非承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 前条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途以外にキャラクターを使用しないこと。又、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変はしないこと。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 石井町イメージキャラクター「ふじっこちゃん」との表記を付すること。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

2 キャラクターの使用により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合は、当該使用者の責任において、その損害額を負担し、又は賠償しなければならない。

(使用承認の取消し)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認

を取消し、又は使用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めたとき。

2 前項に基づく処分により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合でも町はその責めを負わない。

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料は無料とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。